

模擬裁判学習における子どもの法的思考に関する研究

中 平 一 義*

(平成31年1月28日受付；平成31年4月22日受理)

要 旨

本稿は、法教育研究や実践で行われている模擬裁判学習の課題を明らかにして、その課題を乗り越える方策を考察するものである。これまでに行われた模擬裁判学習で子どもは、無罪の判断をすることが多く見られた。もちろん、子どもが熟考したうえでの判断であると考えられる。しかし、司法の原則として無罪推定の原則を模擬裁判前に学習していることが影響している可能性がある。つまり、子どもは模擬裁判学習で無罪と判断することが正解であると捉えているのではないかと予想されるのである。模擬裁判学習は裁判に関わる学習であるからこそ、法的な思考や、それに基づく判断が必要である。そこで、模擬裁判学習における子どもの判断を法的なものにするために、裁判における法的判断の構造を考察した。具体的には、良心に関わる法学上の整理、裁判官と裁判員の権限の整理、立場により法を捉える視点の相違とその動態の関係性である。実際の裁判を想定する模擬裁判学習において、子どもが法的に判断するためには、客観的良心説に基づく判断の重要性を理解させる必要があることがわかった。そこで、実際に模擬裁判学習を行い、子どもが客観的良心説に基づく判断の重要性に気がつくことができるのかを分析した。結果としては、法的に判断することの重要性を理解する子どもが少なかった。ここに法教育の課題がある。つまり、法教育といいながらも子どもは、法的な判断ができていないのである。法的な思考に基づく判断と、子どもの思考に基づく判断の間にある断絶を架橋する必要がある。今後は、裁判における客観的良心説に基づく思考のような法的な判断、さらにはそこに主観的良心説をも踏まえさせた判断ができる法教育の研究及び、実践が必要である。

KEY WORDS

法教育 模擬裁判学習 法的思考 法的推論 良心に基づく判断

1 はじめに

日本で法教育と銘打った研究及び実践がひろく行われるようになり、約15年が経過した¹⁾。これまでに、数多くの研究や実践が行われている²⁾。その中でも特に、弁護士などの法曹関係者と学校の教師がともに行う研究や実践として模擬裁判学習がある³⁾。そこには、司法制度改革により実施されている裁判員制度の影響が考えられるが、刑事裁判を対象とした学習が多く展開されている。そのような模擬裁判学習については、高等学校の新しい社会科系科目である「公共」においても、法的主体の育成に関わり弁護士などの法曹関係者との協働により実践することが示されている⁴⁾。

そこで、本稿ではこれまでに行われてきた刑事裁判を中心とした模擬裁判学習の課題を指摘し、その解決のための方策を示すことにより、今後の法教育研究及び実践の在り方について考察することを目的とする。

2 先行研究と問題の所在

2.1 模擬裁判学習研究実践の現状

模擬裁判学習の研究は、多く存在し、その方法等も様々である。例えば、模擬裁判学習の実践可能な指導案を示すものがある⁵⁾。これらは、子どもに裁判員制度を理解させることや、司法の原則に対する認識を深めさせること、さらには、実際に裁判がどのような形式や手続きを取りながら行われているのかを認識させるために、学校現場でどのように実践すればよいのかを研究するものである。加えて、作成した指導案を実践し子どもの変容を分析する研究もある（藤井2011、中平2017）。これらは、模擬裁判学習を行うことにより子どもが判決を導き出す研究や、子どもが

導き出した判決と実際の判決を比較することにより裁判所による法的な判断を理解させることを目指す研究である。他にも、模擬裁判学習の実践を踏まえて、裁判員制度そのものを批判的に考察させる研究もある（渡邊2011）。

このように、模擬裁判学習の研究は、法的な概念である司法の原則や内容を中心としつつも、それらを子どもにいかにして認識させるのかを対象としているものが多い。

2.2 模擬裁判学習研究の課題

しかしながら、模擬裁判学習における子どもの判断に関して、法的な内容を基に分析をしている研究はそれほど多くは見当たらない⁶⁾。

いくつかを例にすれば、模擬裁判学習における子どもの判断は、無罪の判断が多くなるという研究がある。藤井（2013）によれば、模擬裁判学習を行うことにより、多くの子どもたちが無罪判決を導き出す傾向を指摘している。そこで藤井（2013）は、有罪の判断をもできるような実践の開発を試みている。

これまでに筆者も、いくつかの模擬裁判学習を実践してきた。裁判員制度が始まった当時は、模擬裁判学習を行っても子どもの有罪か無罪かの判断は拮抗していた。しかしながら、ほぼ同じ内容のシナリオを用いた模擬裁判学習を行ったにもかかわらず、裁判員制度成立から時を経るごとに、藤井の指摘と同様に無罪の判断をする子どもが増加した（中平2017）。ここで、ほぼ同じ内容としたのは、無罪の判断をした子どもが多かったので、模擬裁判学習を実施するごとに有罪の判断になりやすいように証拠をより確実なものになるよう変更を加えたことを示している。

なぜ、無罪の判断をした子どもが多くなってきたのだろうか。理由のひとつに、模擬裁判学習のシナリオの内容に内在する曖昧さに関わる課題がある。ここでいう曖昧さとは、証拠そのものに対する曖昧さなどの裁判の判断に関わる内容を示している。ただし筆者は、模擬裁判学習のシナリオを弁護士などの法曹関係者とともに、子どもが有罪であると判断できるように曖昧さを排除しながら作成してきた。それにもかかわらず、多くの子どもは無罪の判断をしたのである。つまり、教師や弁護士などの大人は証拠をもとにして有罪と判断したが、同じシナリオにもかかわらず子どもは大人にとって有罪と判断できる証拠があったとしても無罪と判断したのである。この理由としては、模擬裁判学習の前に行われる学習内容にある司法の原則である無罪推定の原則が、えん罪などを事例に学習する中で、子どもにより強く認識されてしまうことにより、その思考に基づく判断に影響していることが予想される。あるいは、模擬裁判学習では司法の原則を理解させるのだから、判断として無罪と答えておけば正解だとする子どもが存在することも考えられる。もちろん、熟考したうえで無罪の判断をする子どもが存在することは考えられるが、それにしても、あまりにも判断が無罪に偏りすぎているのである。

そもそも裁判における判断については、憲法上では次のように規定されている。すなわち、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」（憲法第76条3項）である。無罪の判断をする子どもが多い要因は、この憲法上の規定に基づく判断において教師や弁護士との間に、判断のずれが生じているのではないかと考えられる。つまり、裁判における判断の際に機能するべき良心について、「法的な判断に基づくもの」と、「個人の感覚的な判断に基づくもの」とが、教師や弁護士は前者に、子どもは後者に基づいて、それぞれが判断しているのではないかと考えられる。

法教育研究の第一人者である江口（1993）は、アメリカで行われていた法教育を日本で展開するにあたり、「リーガリズム」的的法教育と「リーガルマインド」的的法教育の両者が必要であると述べた。前者は、社会倫理や政治・社会に関する問題をできるだけ一般的な法的規制のもとにおき権利義務の問題として捉え、裁判などの法的規準・手続きによって処理する考え方を教育するものである。一方で、後者は、物事の筋道を立て合理的に判断して行動するという態度を教育するものである。そして、両者の関係性は、「リーガルマインド」的的法教育の育成を主眼として、「リーガリズム」的的法教育により法規範の基本的特徴や意義を理解させることで正義や衡平の感覚を身につけさせることである。なお、「リーガリズム」的的法教育カリキュラムに基づく学習が憲法以外の実定法理解を重視するものであり、「リーガルマインド」的的法教育カリキュラムに基づく学習が憲法規定に多く含まれる法理念の理解を重視するものである。その両「リーガル」が、日本の社会科における法教育には重要であると江口は指摘したのである。

この江口の分類で言えば、模擬裁判学習における子どもの無罪の判断は「リーガリズム」よりも、「リーガルマインド」に傾斜しているのではないかと考えられる。さらにそこでは、「リーガルマインド」よりも、自分自身の素朴な「マインド」に傾斜しているのではないかと予想される。法教育だからこそ、両「リーガル」が必要であるという江口の論は首肯できる。しかし、法教育研究や実践が行われるようになって約15年が経過した現在においても、江口がその必要性を指摘したものは少なくとも模擬裁判学習上では達成できていないのである。

そこで本稿では、これまでに述べた模擬裁判学習の研究や実践に内在する課題である、子どもの良心に基づく判断について論じる。具体的に言えば、裁判における良心についていかに捉える必要があるのかを法学上の議論を参考に

整理し、さらにそこで得た知見から実際の模範裁判学習における子どもの判断に対する認識を分析する。その上で、模範裁判学習がより効果的に実践されるように、良心に基づいて子どもの法的思考、つまり法的推論が育成できるように法教育研究及び実践の在り方を考察する。

3 裁判における良心の捉え

3.1 裁判官の良心

まず、裁判官が裁判で判断する際によって立つ良心そのものについて考えたい。

裁判において裁判官の判断を拘束するのは、良心と憲法と法律である。矢島（2008）によれば、法律に関しては、法一般を示し、命令、規則、条例に加え、慣習法や条理も含まれると解される。ただし判例に関しては、裁判官を一般的に拘束するものではない。また、憲法が裁判官を拘束するものとして特に明記されているのは、憲法の最高法規性と裁判官に違憲審査権が委ねられているためと説かれている。

では、良心はいかに捉えるべきなのか。ここには法学上の成果として、大きく二つの捉え方がある。

まず通説的には、客観的良心説がある。これは、個々の裁判官の有する個人的な良心ではなく、職業的良心と解する立場である。裁判官は法の意味を客観的に認識し、それに従って裁判をすることが求められているというものである。最高裁判所判事も務めた団藤（1948）は、司法が主観的なものであってはならないとした。さらに、憲法学者である清宮（1979）は、裁判官の良心が主観的な政治的・宗教的・道徳的・思想的信念や人生観・世界観などになると、裁判がまちまちになり、法を離れて行われるおそれがあると述べた。さらに、清宮は具体例として、仮に裁判官が死刑廃止論者であっても、それを理由に刑法を無視した判決をくだすことは許されないとした。このように、裁判官は憲法と法律に客観的に存在する内実に基づく良心による判断をすべきであるというものが通説である。

一方で、良心は二つ存在せず、裁判官が個人的に有する良心、道徳的に正しいと信じる場所とする主観的良心説がある（平野1971）。これは、裁判官の裁判における良心は、憲法第19条の「良心の自由」における良心と異ならないとするものである。

しかし、矢島（2008）によれば、個々の裁判官の個人的・主観的良心と法の命じる場所が一致しない場合、どう捉えるのが問題となる。さらに、法による裁判という近代司法の大原則から言えば、個々の裁判官の個人的・主観的良心が優先されることは困難である。よって、客観的良心説という通説的理解が適切であるという。なお、良心の解釈に関わる裁判所の判例には、次のようなものがある。まず、「裁判官が良心に従うというのは、裁判官が有形無形の外部の圧迫及至誘惑に屈しないで自己内心の良識と道徳観に従う意味である。」⁷⁾である。さらに、「凡て裁判官は法（有効な）の範囲内において、自ら是なりと信ずるところに従って裁判をすれば、それで憲法のいう良心に従った裁判といえる。」⁸⁾である。南野（2010）によれば、これらの判例は、必ずしも立場を明確にしておらず、主観的・客観的両立場から自説を裏付けるものとして援用されているのである。

そこで本稿は、すなわち、裁判における判断が憲法と法律を超えて判断することが出来ないことから、法的な判断を行うことを重視する法学上の通説である客観的良心説に基づいて論を展開していくものとする⁹⁾。

3.2 裁判官と裁判員の法的な権限の同質性と相違性

これまで述べてきた良心は、裁判官としての良心である。裁判員制度の実施の影響を受けていることが考えられる法教育の中でも模範裁判学習を対象とする本稿では、裁判員としての良心について明らかにしなければならない。つまり、裁判官と裁判員の良心は同質のものであるのか、相違があるのかを考察する必要がある。

そこで、裁判官と裁判員の法的な権限の関係性について明らかにしていきたい。まず、裁判員の法的根拠は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、裁判員法とする。）で規定されている¹⁰⁾。裁判員法第8条では、裁判には、独立してその職権を行うことが明記されている。また、裁判員法第6条では、裁判官及び裁判員の権限について規定されている。そこでは、事実の認定、法令の適用、刑の量刑については、裁判官と裁判員の合議によるとされている。しかし、事実を認定し、関係する法令を適用して刑の量刑を判断する際の根拠となる法令の解釈については、裁判官のみにより決定されることになる。つまり、法の専門家としての裁判官の法的な解釈を前提として、裁判官と裁判員の合議により事実の認定とその法令の適用がなされるという権限の差異が存在するのである。

本稿ではこれまで裁判における判断に関わる良心について、裁判官は客観的良心説が求められることを指摘してきた。では、裁判員の良心はどのようなのだろうか。法的には、裁判官と同様に法令を適用するなどの権限を持つ部分が裁判員にもある。だからこそ、裁判員は裁判官と同様に裁判における判断に関わる良心は、客観的良心説が必

要である。しかし、一方で司法制度改革により裁判員に期待されたことは、次の通りである。すなわち、「裁判内容に国民の健全な社会常識を一層反映させるため、一定の重大事件につき、一般の国民が裁判官と共に裁判内容の決定に参加する制度を新たに導入する。」である（司法制度改革審議会2001）。つまり、国民の健全な社会常識を反映させるといった、個々の裁判員の主観的な捉えを判断に反映することも求められているのである。よって、裁判員裁判に参加する裁判員には、憲法や法律に基づいて判断するといった客観的良心説だけでなく、主観的良心説をも反映した判断が特に求められていることが考えられるのである。

竹鶴（2013）は、裁判官像をめぐる議論である樋口・小田中論争¹¹⁾を援用しつつ、裁判官と裁判員の良心の内実について次のように述べた。裁判官の良心は、多様なものの見方や考え方をもちつことを保障された裁判員のそれとは同じではない。裁判官には制度上、専門性が求められるからである。よって、裁判官には客観的良心説が必要である。しかし、この客観的な良心を動かすものは裁判官の主観である。よって、客観と主観と分離するのではなく、両者は重なるものであると考えている。一方で裁判員の良心は、裁判員制度の趣旨によれば、多様な見方や考え方を裁判に反映させることを求められることを考えれば、憲法第19条の良心、つまり、主観的な良心を反映させることが必要である。

竹鶴は、裁判官は客観的と主観的、裁判員は主観的な良心による判断が必要であるとした。それは、裁判官が法解釈の際に創造的に法律を捉える必要があり、そこに裁判官個人の主観が関わるからである。一方で、裁判員についてはその制度の趣旨から主観的な良心が必要であるとした。しかし、裁判という当事者の権利が大きく関わる制度に対して、主観的な判断だけでよいのだろうか。裁判の結果が、当事者の人生に大きな影響が生じることは容易に予想ができる。だからこそ、裁判員といえども、憲法や法律に基づく判断である客観的な捉えは不可欠なのである。

4 裁判官と裁判員の良心に基づく判断の構造と模擬裁判学習における法的思考

4.1 法律の内的視点・外的視点

では、法律そのものや、その運用、適用に対して人はどのような視点をもつのであるのか。星野（2010）は、法律を捉える人の視点について次のように分類した。なお、ここでは対象とする人について、立法者、弁護士、裁判官という法律の専門家と一般人とする。星野は、法律を捉える人の視点として、内的視点と外的視点を示した¹²⁾。内的視点とは、法律を受け入れてその維持に自発的に協力する立場である。ある行為を法律に照らし合わせた時に、その法律に基づいた判断を行うことである。一方で、外的視点とは、法律に対して「単なる観察者」として臨む立場である。それは、法律の社会的効果をもとにして、その法律の評価を行うことである。外的視点とは、法律に対する価値判断を行うことである。

そこで、まず星野（2010）が法律に対して基本的には内的視点を中心に持つとした、立法者、弁護士、裁判官の三者を例にして具体的に述べていく。法律を作成する立法者は、その法律が実現しようとする国家や社会の構想や政策を考える。その際に、その法律が目的を達成できるのか、不具合を起こす可能性はないのかななども考慮する。そのような意味では、外的な視点に立つ。しかし、法律作成の手続き、内容の憲法適合性、他の法律との整合性などを考慮するという意味では内的視点に立つ。次に弁護士は、訴訟事件等に関して裁判において法律論を持って臨む必要があり、そのような意味では内的視点に立つ。しかし、裁判において法律論の新しい解釈（判例変更）を考えることもある。その際には、外的視点に立ち現在の法律の解釈について再検討を行う。最後に裁判官は、憲法や法律に基づいて判断することから厳しく内的視点に立つ。しかし、先の弁護士と同様に法律の解釈が求められる場面もある。なぜなら、裁判事例はすべて個性的であり、それぞれに抽象さをもつ法律を適合する際には、何らかの解釈が必要だからである。その際には、裁判官は法律外の要素を考慮することから外的視点に立つ。

では、一般人の視点はどのようになるのだろうか。星野（2010）によれば、一般人は法律によってもたらされる効果に関心があり、それを利用したり避けたりする。具体的に言えば、自動車の運転においてスピード違反を避ける行為などである。つまり一般人は、自分の生活を鑑みて実用的に判断しているのである。では、その判断の根拠となるものは何か。星野は次のように述べた。一般人の法律に対する判断は、その人が法（法律とは異なる社会規範などの価値が内包されたもの）とするものによってなされる。自らの法に基づいて法律が正しい場合には、敬意を抱き従うべきだとする。一方で、両者に食い違いが見られる場合は価値判断の結果、それに従わないという態度を示す。しかし、判断の中で法律に対して敬意が生じると、その法律を変えていこうというようになるのである。

表1 法律に対する内的・外的視点と客観的・主観的良心説の分類と関係性

視点	立法者	弁護士	裁判官	一般人
内的視点	法律作成の手続き、内容の憲法適合性、他の法律との整合性を考慮する際。	裁判において法律論を持って臨む際。	憲法や法律に基づいて判断する際。	法律によってもたらされる効果を実用的に判断する際。
	社会全体に対する客観的良心説			自己の利益に関わる客観的良心説
外的視点	その法律が実現しようとする国家・社会の構想や政策を考えたり、その法律が目的を達成できるのか、不具合を起こす可能性はないのかを考えたりする際。	法律論の新しい解釈を行う際。	法律論の新しい解釈を行う際。	自分にとってその法律がどのような意味を持つものであるのか価値判断をする際。
	社会全体に対する主観的良心説			自分中心の主観的良心説

星野（2010）を参考にして筆者作成

表1は、法律に対する立法者、弁護士、裁判官、一般人の内的視点、そして外的視点の、それぞれに立つ際の状況についてまとめたものである。法律の専門家である立法者と弁護士、裁判官らは、法律に対して基本的には内的視点に立っている。しかし、新しく立法を行う必要性が生じた際や、新たに既存の法律論の解釈とは別の解釈を行う必要性が生じた際には、法律の内的視点だけでなく外的視点を加味してそれぞれの判断を行う。そこで加味された法律の外的視点は、新しい立法や、その法により形成される制度に取り込まれる。つまり、法律の外的視点が、法律の内的視点に影響を与えるのである。このように法律の専門家らの視点は、法律を動的に捉え運用していることがわかる。

では、法律の専門家ではない一般人はどのように捉えているのだろうか。星野は、一般人は法律に対しては基本的には外的視点に立つとした。それは法律による効果に関心があるからである。その関心は、自分の生活にどのような影響が及ぶのかというものである。そしてその法律に対する評価は、法律の内的視点からなされ、場合によっては改廃を求めることもあるのである。このように、一般人も自分の生活に関わる場面においては、法律を内的視点、そして外的視点から動的に捉えているのである。一方で、自分の生活に影響が及ばないと考えられる内容（自分の生活に関わるのが想定できない）の法律には、内的視点を持つことが少ないのである。確かに職業としての法律の専門家たちは、立法や法律の解釈に関わる機会が多いことから、法律に対する内的視点、そして外的視点を持つことも多い。それに対して、一般人が法律に対する内的視点、そして外的視点を自分の利害に関わるものに限定し、それ以外を法律の専門家に任せきりになることも想定できる。

ただし、民主国家においては、国民は権限を持つ立法者でもある。星野（2010）は、現代社会の政治制度が間接民主制であっても、国民の考え方が国家のあらゆるところに反映される必要性があると指摘した。だからこそ、教育では、そのような判断力を持つ子どもを育成しなければならないのである。これは、模擬裁判学習における良心に基づく判断にも関係する。つまり、法律に対する内的視点と外的視点は、裁判における客観的な良心と主観的な良心のそれぞれと対応関係にある。法の専門家の法律に対する内的視点は、裁判における判断の客観的良心説に、外的視点は主観的良心説と同様のものとして捉えることができる。一方で、一般人は異なる。法の専門家の視点は、社会全体に対する内的・外的視点、客観的・主観的な視点であるのに対して、一般人は自己の利益を考える自分中心の視点なのである。

では、法教育や模擬裁判学習で子どもに育成する法的視点はどのようなものが考えられるのか。内的視点、外的視点の両方と、客観的と主観的な良心の関係性を基にして考察する。

4.2 模擬裁判学習で育成する子どもの法的思考

江口がその必要性を指摘した2つの「リーガル」的法教育を架橋する法教育とは、子どもが法律に対して内的視点、そして外的視点の両方に立てるようにすることなのではないか。その効果としては、次のことが考えられる。例えば、両視点に立つことにより、既存の法律の判断と自分の判断を比較して思考することができる。それは、既存の法律をそのまま受け入れるだけでなく、また自分の判断だけで法化社会を捉えることもなく、それらの相互関係を理解することになる。そしてそれは、自分の利害に直接に関わるわかりやすい視点だけでなく、今の時代や社会のさまざまな事象を捉えることができる思考力、将来の社会のあり方を考え判断することができるような思考力になる。そ

のように子どもが法律を取り巻く視点を動的なものとして捉えられるような法的思考を育成することが可能になるだろう。法教育はそのような法的思考に基づいた判断ができるように構成される必要があるだろう。このような法的思考の育成に有効なのは、法的なものの考え方、つまり法的推論である。

しかし、裁判員裁判に関してはもう一つ考えなければならないことがある。それは、法の専門家である裁判官と一般人である裁判員の良心に基づく判断である。先述の通り、裁判官は基本的には客観的良心説に基づいて判断する。裁判である以上、民主的なものから距離を置くとした樋口の視点からいえば当然のことである法律の内的視点が何よりも重要になる。一方で裁判員は客観的良心説も主観的良心説も求められることになるが、裁判である以上は法的な判断からは逃れられない。つまり、裁判員も基本的には客観的良心説が必要になる。ただし、新たな解釈が必要になった時には、裁判官にも法律の外的視点が必要になる。それは、小田中がその必要性を述べた民主的裁判官像と同様の役割や機能を果たすための視点となり主観的良心説が必要になる。

つまり、法教育の目的として必要な子どもに育成する総体としての法的思考は、法律に対する内的視点、及び外的視点の両方が必要となる。さらに、裁判員裁判では、まずは裁判官には客観的良心説と同様に法律の内的視点が、裁判員には法律の外的視点と同様の主観的良心説が求められつつも、裁判である以上は客観的良心説（法律の内的視点）からは外れられない。しかし、裁判の中で新たな解釈が必要になれば、裁判官にも社会全体に対する主観的良心説（法律の外的視点）が必要になる。

4.3 模擬裁判学習の目的による相違

よって、模擬裁判学習で育成する法的思考は、その目的や内容、対象により異なると言えよう。

まず、その模擬裁判学習が、裁判員制度の理解をさせることを目的とし、子どもに評決をさせる内容である場合を考えてみたい。その模擬裁判学習が裁判官に思考に基づく判断を対象とする学習ならば、客観的良心説（法律の内的視点）に、裁判員の思考に基づく判断を対象とする学習ならば基本的には客観的良心説（法律の内的視点）によるが主観的良心説（法律の外的視点）をも重視しなければならない。少なくとも、裁判官と裁判員の視点の違いを整理して学習を行う必要がある。

次に、その模擬裁判学習により、現代の法化社会の現実（社会問題の解決のされ方）を内容として学んだうえで、新たな解決策を導き出すようなことを目的とする場合を考えてみたい。その場合まずは、客観的良心説（法律の内的視点）から考えさせて現代の社会問題の解決策（判例などの裁判の結果による社会への影響）を認識し、その課題を抽出する。その上で、自分の生活経験や科学的な根拠なども基にして、法律の外的視点である自らの主観から考えることにより解決策を考えさせるのである。さらに言えば、実際の新たな法解釈が行われた判決文などと比較することにより、裁判官の内的・外的視点と良心の関係などを、子どもの判断と比較する学習も考えられる。法教育であるからこそ客観的かつ法律の内的視点が必要であるが、そこに子どもの主観的な判断かつ法律の外的視点を分離するものとして捉えさせた上で、しかし、動的に関連するものとして理解させることが必要なのである。そうすることにより、子どもの「マインド」（日常の判断）だけでなく、一方の「リーガル」だけでなく、両リーガルを架橋した「マインド」が獲得できる法的なものの考え方（法的推論）ができる法教育になる。

5 模擬裁判学習における子どもの良心の捉え

5.1 授業づくりの視点

では、実際に模擬裁判学習で先述のように無罪の判断を行うことが多い子どもは、どのような良心に関わる判断をしているのだろうか。無罪の判断をしている場合には、主観的な良心からの判断をすることが多いと考えられることは述べた通りである。しかし、実際の裁判では客観的良心説の思考が必要である。子どもは模擬裁判学習において、法的な判断を行うことはできるのだろうか。そこで、実際に模擬裁判学習を行い子どもの思考を分析する¹³⁾。

本授業は、中学校第3学年社会科（公民的分野）の司法の学習に位置づくものである。刑事裁判を例にした模擬裁判学習である。対象となる法律は、刑法第240条前段「強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。」である。

なお、本模擬裁判の争点は、強盗傷害事件の有無の事実認定である。単元は二時間構成である。第一時に模擬裁判を行い、第二時に評議とその振り返りを行った。模擬裁判学習の際には事前にシナリオを準備し、子どもが、裁判官や検察官、弁護人、証人の役割を担って模擬裁判に臨んだ。なお、被告人だけは教師が役割を担った。残りの多くの子どもたちは、全員が裁判員として裁判に臨んだ。シナリオに関しては、これまでに何度も使用しているものである。

(中平2017)。ただし、子どもの判断が無罪に偏ることがあることから、シナリオに若干の修正を加えた。それは、事実として「犯人がコンビニエンスストアのレジの中から現金を持ち去る」というシナリオの内容を、「犯人はレジの中に入っていた、現金が入った封筒を持ち去る」とした。さらに、その封筒にはステープラーで封がしてあり、その際に、現金にも穴が開いていたとした。その変更に関連してシナリオの中で、被告人が事件のあったコンビニエンスストアの近くの公園で警察官により発見されるが、その公園にはステープラーの穴の跡がある被害にあったコンビニエンスストアのレジ内から犯人により盗まれたものと同じ封筒が捨てられていたとした。加えて、被告人の所持金は盗まれた金額と同じであり、その現金の一部にはステープラーの穴が開いていたとした。教材を作成した弁護士や、模擬裁判学習を参観していた別の弁護士は、このシナリオの内容であれば実際の裁判では有罪とされることが強く考えられると述べた。

なお、子どもには裁判員として模擬裁判学習に参加してもらったが、今回は法的な判断の重要性についての認識を確認するために、特に裁判官と同じように客観的良心説に基づく判断ができるのかについて分析した。

資料1 二時間分の学習指導案

ねらい・学習活動等
<p>【ねらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判員制度における評議の仕方や裁判の意義に対する関心を高め、それらを意欲的に追求させる。また、裁判員制度に関して理解し、知識を身につける。 ・裁判員制度における評議の仕方や裁判の意義について考察させるとともに、その過程や結果を適切に表現させる。その思考の過程や結果を適切に表現させる。裁判員制度における評議の仕方や裁判の意義に関するさまざまな資料の中から有用な情報を適切に選択して読みとり、それを文章でまとめさせる。 <p>【1】 弁護士の紹介と授業の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士紹介と授業の概要を説明。中学生には裁判員になったと仮定して評議を行うことを伝える。 ・難しい法律を考えるのではなく何が事実なのかを見極めることや中学生同士での討論に主眼をおいていることを伝える。 <p>【2】 模擬裁判</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判長、弁護士、検察官、証人は生徒が行う。被告人は授業者の教師が行う。 ・模擬裁判中は、授業者の教師と弁護士で適宜裁判を止め、難解な語句の説明や、裁判の流れを説明する。 ・子どもはワークシート（以下では、WSとする。）に事実に基づく証拠と考えられるものなどをメモしながら裁判をみる。 <p>（模擬裁判の流れ）</p> <p>①冒頭手続：人定質問（裁判長から）、起訴状朗読（検察官から）、権利の告知（裁判長から）、罪状認否（裁判長から）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ここで、唐突に関係のない大人が教室の前に行き、書類などを授業者に渡しすぐに教室から出る。裁判員役の大人には特に何も触れないようにする。</p> </div> <p>②証拠調べ手続：冒頭陳述（検察官と弁護人）、被告人質問（被告人に対して）</p> <p>③論告・求刑、最終弁論：論告・求刑（検察官から）、最終弁論（弁護人から）</p> <p>【3】 自分の意見をまとめる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議を前に、裁判を見て事実に基づく証拠を見極めるとともに、有罪か無罪かを判断し、その理由とともにWSに記す。 <p>【4】 グループごとに話し合う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループの意見をWSにまとめる。 ・グループごとに巡視し、中学生の意見が偏りそうなときは反対の方向からの意見を伝え、より考えを深めるようにする。 <p>【5】 グループの意見を発表する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループで討論して合意した意見を、その理由とともに発表する。 ・理由については何を事実として判断したのか、有罪・無罪を決めるに当たって最も重視した内容を答えるようにする。 <p>【6】 まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生たちの評議の結果をふまえながらも、事実を認定することの難しさと、その重要さを確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※先ほど唐突に入ってきた大人の服装や体格の質問を中学生にする。目撃証言の曖昧さを確認する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・無罪推定の原則を確認する。 ・自分の意見を持つこと、それを他人に伝え、話し合い合意に導くことが、裁判員制度だけでなく社会生活でも有効であることを伝える。 ・WSに感想を記入して提出する。 ・良心に関する事後アンケートに記入して提出する。

5.2 模擬裁判学習前後の子どもの良心の捉え

模擬裁判学習の一つ前の授業で、司法権の独立を扱った。授業者である教師は、裁判官の判断について客観的良心説によって立ち憲法第76条を参照しながら子どもたちに教えた。良心に関してどのような意味で捉えているのか事前アンケートに記載させた（資料2）。なお、事後アンケートは、資料2の事前の語句を事後に変更したものである。また、子どもが記した語句については、漢字の使い方をはじめすべてをそのまま転載した（資料3、4）。

資料2 良心に関する事前アンケート

生徒用事前アンケート

3年 組 番 氏名

○憲法76条では、「すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とあります。これは、司法権の独立をあらわすものであり、裁判官が誰からも指図されることなく、自分の正しいと思った判決を決めることができることを示しています。あなたは、憲法76条に記されている“良心”の意味をどのように考えますか。今の、あなたの考えを記してください。

資料3 模擬裁判学習前の子どもの良心の捉え一覧

1. 人間としてあるべき心のこと。
2. 法に基づいた平等な心。物事を時には客観的に時には主観的に考えられる心。多くの人に正しいといわれる判決にする心。
3. 良心とは個人的な思想や考え方に左右されず、純粋に善し悪しを定める心だと思います。裁判官は法律や憲法をもとにひいきをせずに判断することだと思います。
4. だれの指摘からもまどわされない心だと考えます。
5. 良い心、人を思いやる心。
6. 裁判官の人を思いやる気持ち。
7. 相手が行った行為に対して相応の物（判決）を下そうとする力。その日その日の調子に合わせるのではなく、常に等しい判決を下そうとする力。
8. 良心は文字通りの意味に訳すと良い心になる。「良心に従い」というのは少し意味あいとしておかしい気がするので、憲法76条に記されている良心は良い心という意味ではないと考えられる。そうなると、意味あいとして文章がきちんと成立するものを考えなければいけない。自分は、この場でいう良心は正しい判断をする心という意味だと思った。理由は、意味あいとして裁判官に必要とされていることとしても適切だと思ったから。
9. (欠席)
10. 良心とは個人の喜びや悲しみに左右されず純粋に良いことなのか、悪いことなのかを判断することですが、裁判官の場所に法律や憲法にてらし合わせて判断することです。
11. だれの意見にも干渉されることがない自分の意見に基づいて判決を下すこと。
12. 全ての国民が良い心を持つこと。
13. ここでいう「良心」とは、一人の裁判官としてではなく、一人の人間、国民として、目の前にいる被告人が無罪であるか、それとも有罪であるかを判断できる権利ということだと考えました。裁判官として、その専門知識だけでなく、本来の人間の心、自分自身がどう判断するか決めてよいということだと思います。
14. 世論などの判断にまどわされないようにするという考え。それぞれの意見が正しいか、正しくないかを自分で考えて意見をだすこと。
15. まず、良心とは個人の感情に左右されず良いことなのか悪いことなのかを判断することだが、裁判官の場合は一種の職業として憲法や法律に当てはめて自分の良心に従い正しい判断をすることだと考える。
16. 自分の本性の中に潜む欺瞞、打算的行為や不正直、不誠実、ごまかし、怠惰の念などを退け、自分が正しいと信じているところから行動しようとする。
17. 良心という様に人に対して良い心、思いやりがあるのだと思っています。裁判官には良心に従ひとあるから良心を思って裁判をしているのだと思いました。
18. 検察、弁護、被告、原告、証人などの話を聞いて世論に流された判断をしないことだと思います。
19. 個人の感情に左右されず、良いことなのか悪いことなのかを判断する心。考える心。
20. (欠席)
21. 誰かを差別したりせず、自分の良い心で判決を決める。それは人を殺した人の刑を軽くするとかの優しさではなく、その人の刑の重さにあった判決をちゃんとすることだと思います。
22. 一人ひとりが持っている清らかで良い心（悪い心ではなく良い心）。
23. 誰にもあやつられない心や抗議をされてもゆげない心を持つことが良心です。
24. (欠席)
25. 悪いことと良いことの違いを判断する心。
26. 裁判の自分の判断。裁判を公平な立場ですること。
27. 一人ひとり悪い心をもつことではなく、良い心をもって自分の正しいと思ったこと。
28. 裁判官一人ひとりのそのひとつひとつの犯罪をどう受けとめるかというところや裁判における証拠や証言を正しいものなのかという判断で人ひとりの人生を左右するものだと思います。
29. 自分が思う良心とは、人間一人ひとりが持っている心で、人間一人ひとりにある悪い心をなくして、人間一人ひとりにある良い心に従うこと。自分自身が信じている心のこと。
30. 被告人が罪を犯したのであれば社会全体の不利益なので社会を守るため、国民を守るために罰するのが良心。
31. 裁判官が正しいと思った判決を決めるために自分の意思を持って決めなければいけないということだと思う。
32. おもいやりがありよい心という意味と考えています。
33. 裁判官の裁判に対する公平な心、裁判においての決まり事などを守った上で、自分の判断を正しいと思う心、良い心、物事を客観的に見る心。
34. 自分が思ったこと（裁判官自身が思ったこと）、どうすればよりよい判決を下すことができるかという考え疑わしきは罰せずの原則。
35. 良い心、人の親切で優しい心。

資料4 模擬裁判学習後の子どもの良心の捉え一覧

1. 平等な気持ち。
2. 自分の意見をしっかりと持ちつつも、他の人の意見も聞き入れ、考えて、それが間違っていると思うのなら反対をし、それを正しいと思うなら賛成したり、自分の意見を変えたりして、最終的には自分が一番正しいと思う判断をすること。
3. 証拠や事実をてらしあわせて事件当時の真実を見つけ出しその真実について個人的な感情移入なしでよしあしを決めること。
4. 「被告人は無罪」という前提で考えること。
5. どちらの意見もちゃんと聞く、そのうえでしっかりと判断をする。
6. 自分の思いのままの気持ち、素直な気持ちしっかりと自分の意見を持つこと。
7. (欠席)
8. 裁判官が話し合い、自分の意見をしっかりと持つ心。自分だけでなく他人の意見も聞き入れる心。
9. (欠席)
10. 良心とは、裁判官が話し合い他人の意見にまどわされずに判決をすることと考える。
11. 裁判員が話し合って導き出した判決を参考にして正しい判断を下すこと。裁判員の意見をひとつの意見として考えるが、検察官や弁護人には干渉されずに判決を下すこと。
12. (欠席)
13. 裁判員として、他の裁判員の人の意見を聞き入れて、「有罪」から「無罪」、 「無罪」から「有罪」へ変えたりすること（のりおり自由）だということの意味していると思った。
14. 世論などの意見をしっかりと聞いてみきわめること。自分で考えて道筋をたてること。やさしくて正しい心をもつよい人。
15. 他の裁判員の良心（自分の感情に左右されず憲法と法律にあてはめて判断をすること）と自分の良心を含めて総合的な判断を下すことが「良心」という言葉の意味につながっていると考えています。
16. 自分が正しいと信じる所に従って行動する気持ち。自分の感情に判断されず、憲法と法律に当てはめて判断をすること。
17. さまざまな証拠から法に沿って、公平で公正な判断をすること。たくさんの証拠があり、その中で有罪か無罪を正しく判断することができること。
18. 自分一人だけではなく、他の人たちと話し合い、いろいろな人の考えを聞いてどのような判決が良いかを考える心のこと。
19. 自分が正しいと信じる所に従って行動しようとする気持ち。
20. (欠席)
21. 法律にそって正しいことと間違っていることを判断すること。それが本当におきたことかはんだんすること。
22. 良心は嘘をつかない素直な心を持っているものだと私は考えました。
23. 良心とは正しい事と間違っている事を判断する心。誰にもあやつられない心。平等に判断する心。
24. (欠席)
25. 正しいことを見きわめ、公正な態度で物事を判断する心。
26. 自分の考えをもち他人の意見が正しいと思ったら意見を変えたりして最終的には自分が正しいと思うことで判断すること。
27. 自分の正しいと思ったことを信じる所に従って考えて行動する気持ちが大事。
28. 裁判官だけで決めるのではなく、裁判員の意見を聞いて反映させることで公平な裁判になるようになってきていると思います。そして、それをちゃんと活かせるかどうかだと思いました。
29. 裁判官が話し合いほかの人の意見に干渉されずに判決を下す心。
30. 国のためになるかならないか、被告人は本当に罪を犯したのか見定める心が良心だと思います。
31. 模擬裁判前は自分の考えを持つことが良心の意味だと思っていたけれど、今は自分の考えを持つことも大切だけど、わかっている状況を理解してその人のためになる正しい判決をすることが良心の意味だと思う。
32. 裁判で正しいはんだんをする良い心のこと。
33. 様々な証拠があり、その中で有罪か無罪を正しく判断することができる力。たくさんの証拠から法にそって公平で公正な判断をすること。
34. 模擬裁判を受ける前は裁判官一人ひとりが個人の意見を持つことが一番大切なことだと思っていたが、模擬裁判を受けた後は個人の意見を持つことは大切だと思ったが、判決を下す際はいろいろなことをふまえてその人に合った判決を下すことが憲法76条に記されている「良心」だと思った。
35. 間違えたことや正しいことをしっかりと判断できる心。

5.3 模擬裁判学習前後の子どもの良心の捉えの変容

事前アンケートの結果をまとめたものが、資料3の模擬裁判学習前の子どもの良心の捉え一覧である。なお、模擬裁判学習後に、再び同じようにアンケートをとった。その結果をまとめたものが資料4の模擬裁判学習後の子どもの良心の捉え一覧である。なお、資料3と資料4の番号（1～35）は、分析のためにつけた番号であり、それぞれの子どもの示している。同一番号は同一人物である。

資料3の良心は裁判官について述べている子どもが多いが、模擬裁判学習後の資料3になると、裁判官だけでなく裁判員について述べている子どもが多く見られた。

以下では、資料3と資料4の子どもの感想を分析する。分析の視点は、客観的良心説と主観的良心説で分類した。自分の思いや一般的道徳的な考え方が強いものは主観的良心説とし、法的な判断について言及したものは客観的良心説とした。なお、司法の原則である無罪推定を述べる子どもも客観的良心説に分類した。子どもの良心の集計全体を示したものが表2の子どもの良心の認識に関する分類であり、変容を示したものが表3の子どもの認識の変容である。

表2 子どもの良心の認識分類

	模擬裁判学習前（全35人中、欠席3人）	模擬裁判学習後（全35人中、欠席5人）
客観的良心説	4人（No.3, 15, 33, 34）	10人（No.2, 3, 4, 10, 15, 16, 17, 21, 33, 34）
主観的良心説	28人	20人

模擬裁判学習に参加した生徒に対するアンケート調査の結果から筆者作成

表3 子どもの認識の変容

模擬裁判学習前 → 学習後の変容	人数と子ども（両方とも答えたもののみ）
客観的良心説 → 客観的良心説	4人（No.3, 15, 33, 34）
主観的良心説 → 客観的良心説	6人（No.2, 4, 10, 16, 17, 21）
客観的良心説 → 主観的良心説	0人
主観的良心説 → 主観的良心説	20人

模擬裁判学習に参加した生徒に対するアンケート調査の結果から筆者作成

これらの結果から、明らかにできることは次の通りである。

基本的に子どもは主観的良心説に立って思考しているものが多い。模擬裁判学習前から主観的良心説に立ち思考していたものの多くは、模擬裁判学習を経ても変わらない。

例えば、模擬裁判学習の前後ともに主観的良心説であった1の子どもは次のように思考した。

- ・模擬裁判学習前「人間としてあるべき心のこと。」
- ・模擬裁判学習後「平等な気持ち。」

このような感想の内容から、法的な思考は全く見られない。心や気持ちの問題に収れんしてしまっているからである。法的に思考し判断する必要がある場面でも自らの「マインド」で判断していることが考えられる。このような思考をする子どもが最も多く見られたことは、模擬裁判学習そのものについて大きな課題、つまり法的な視点が欠如していることを示している。

次に、模擬裁判学習前に客観的良心説に立っていた8人の子どものうち、模擬裁判学習後も6人はそのままであった。

例えば、模擬裁判学習の前後ともに客観的良心説であった3の子どもは次のように思考した。

- ・模擬裁判学習前「良心とは個人的な思想や考え方に左右されず、純粋に善し悪しを定める心だと思います。裁判官は法律や憲法をもとにひいきをせずに判断することだと思います。」
- ・模擬裁判学習後「証拠や事実をてらしあわせて事件当時の真実を見つけ出しその真実について個人的な感情移入なしでよしあしを決めること。」

このような感想の内容から、憲法や法律に基づく判断が必要であることを認識していることが分かる。個人的な感情移入をしないで判断することを示していることから、客観的良心説になっていると考えられる。

客観的良心説と主観的良心説に、それぞれ変容した子どももいた。

例えば、模擬裁判学習の前は主観的良心説であり、後は客観的良心説に変容した17の子どもは次のように思考した。

- ・模擬裁判学習前「良心という様に人に対して良い心、思いやりがあるのだと思っています。裁判官には良心に従ひとあるから良心を思って裁判をしているのだと思いました。」
- ・模擬裁判学習後「さまざまな証拠から法に沿って、公平で公正な判断をすること。たくさんの証拠があり、その中で有罪か無罪を正しく判断することができること。」

このように、模擬裁判学習を経て自らの主観的良心の解釈ではなく、法的な判断の重要性に気がついているのである。しかしながら、17の子どもとは逆に、客観的良心説だったにもかかわらず、模擬裁判学習を経て主観的良心説

に変容した子どもは誰もいなかった。以上の内容から、子どもはほぼ主観的良心説に基づいて思考し判断するが、法的判断の重要性を指摘することにより、客観的良心説に基づく判断の重要性についても認識することはある程度は可能であることが考えられる。ただし、客観的良心説に分類されたものは、実際の判断の場面では、法的に判断しているのかまではわからない。

6 成果と課題

本格的に法教育研究が始まって、約15年の月日が流れた。同時に模擬裁判学習もひろく行われるようになった。そして、これからも新教科「公共」などで行われることが想定される。

しかし、模擬裁判学習にはいくつかの課題があった。子どもの日常の判断と法的な判断との間に存在する乖離、裁判官と裁判員の法的な権限の同質性・相違性への視点の欠如などである。そこで本稿では、裁判における裁判官と裁判員の良心の相違を基にして、法律の内的視点及び外的視点の分類を参考に考察を重ねた。特に模擬裁判学習において法に基づく判断の重要性について認識できるのかを検討した。子どもは模擬裁判学習を経ても主観的良心説により思考することが多かった。しかし、一部には客観的良心説に基づく判断の重要性に気がつくことができていた。ただし、実際に法律を活用して判断する場面では、法的判断をするか否かわからない。むしろ困難であることが考えられる。その理由は、何らかの事象に対する法律の適用とその解釈は難解だからである。もちろんそれは教師にとっても困難さが予想される。そのような法律の適用や解釈に、弁護士などの法曹関係者との連携の必要性があるのではないかと考えられる。さらに言えば、本稿で指摘した二つの視点、二つの良心の関連と、立場による相違を踏まえない実践は、子どもの日常的な判断と法的な判断に存在する乖離をそのままにし、法的思考を育むことが困難になる。法に対する捉えの立場による相違を明確にして実践することが、法的なものの考え方である法的推論を育み、法的思考の育成にもつながると考えている。

付記

本稿及び授業実践は、JSPS科研費（JP17K04755）「法的推論に基づく子どもの深い思考体制を育成する主権者教育の学習理論・実践開発」（研究代表者 上越教育大学 中平一義）の助成を受けて実施された成果の一部である。

注

- 1) 2004年11月には、法務省法教育研究会が報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して－新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために－」を示した。また、2009年5月には、裁判員制度が開始されることになった。なお、法教育は、法関連教育や法参加学習などの様々な名称があるが、本稿では法教育に統一して使用する。
- 2) 法務省法教育研究会（2005）には4つの分野に関わる教材がある。また、2009年12月には、法教育を専門的に研究する「法と教育学会」が設立された。
- 3) 法務省ホームページ「よろしく裁判員」を参照。（www.moj.go.jp/keijil/saibanin_info_saibanin_kyozai.html）（最終閲覧日2018年3月15日）
- 4) 文部科学省教育課程部会「高等学校の地歴・公民科目の在り方に関する特別チーム」資料14-2「公共（仮称）」の構成②（案）（2016年5月18日）を参照。
- 5) 中学校の社会科公民的分野の教科書には、模擬裁判学習の事例がある。例えば、阪上康俊、戸波江二、矢ヶ崎典隆、ほか49名『新編 新しい社会 公民』、東京書籍（平成27年3月31日検定済）、pp.98-99を参照。
- 6) なお現在、橋本康弘を中心とした科学研究費補助金基盤研究(B)一般、研究課題「現代中・高生の「法意識」の実態に挑戦する法教育プログラムの開発」の研究により、子どもの法知識と法意見の相関関係などの調査が進行中である。
- 7) 最大判1948〔昭和23〕・11・17刑集2巻12号1565頁。
- 8) 最大判1948〔昭和23〕・12・15刑集2巻13号1783頁。
- 9) なお、南野（2010）は、客観的良心説、主観的良心説の両方の課題を指摘し、特権説を主張する。この点に関しては別稿で論じる。
- 10) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年5月28日法律第63号、最終改正公布日平成27年6月12日法律第37号）。なお、裁判員法の解釈については、池田ら（2016）を参照した。
- 11) いわゆる樋口・小田中論争とは、裁判官像をめぐる論争である。世論とは距離を置いたうえで専門合理性に徹する伝統的裁判官像を述べる樋口陽一と、より開かれた民主的裁判官像を理想とする小田中聰樹の論争である。詳しくは、樋口

(1981), 小田中 (1981) を参照。

12) 内的視点, 外的視点については, 星野 (2010, pp.15-27) を参照。

13) 本授業は, 2017年11月22日 (水) 5, 6 時間に, 神奈川県平塚市立江陽中学校3年生の1クラスで授業者は同校教諭米倉順, 村松謙弁護士 (神奈川県弁護士会), 及び筆者で実施した。模擬裁判学習の実施及びシナリオの作成に関しては, 村松謙弁護士の協力を得た。具体的なシナリオの内容に関しては, 中平 (2017) を参照。なお, 授業実施及び, 研究発表等に関しては同校長からの許可を得ている。

引用文献等

池田修・合田悦三・安東章 (2016) : 『解説 裁判員法 [第3版] - 立法の経緯と課題』, 弘文堂。

江口勇治 (1993) : 「社会科における「法教育」の重要性 - アメリカ社会科における「法教育」の検討を通して -」, 日本社会科教育学会 『社会科教育研究』, 68号, pp.1-17.

小田中聡樹 (1981) : 「伝統的裁判官像か民主的裁判官像か - 樋口陽一著「比較のなかの日本国憲法」に対する若干の疑問」, 日本民主法律家協会 『法と民主主義 (5) (157)』 pp.26-29.

清宮四郎 (1979) : 『憲法 I [第3版] 法律学全集 3』, 有斐閣。

司法制度改革審議会 (2001) : 「司法制度改革審議会意見書 - 21世紀の日本を支える司法制度 -」。

竹鶴千穂 (2013) : 「良心の自由から見た裁判員制度」, 早稲田大学大学院社会科学部研究科紀要 『社会学研究論集』 Vol.21, pp.234-249.

団藤重光 (1948) : 『新刑事訴訟法綱要 初版』, 弘文堂書房。

中平一義 (2017) : 「模擬裁判を活用した法教育実践研究 - シナリオにもとづいた模擬裁判と司法の原則の認識について」, 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科 『教育実践学論集』 第18号, pp.117-130.

樋口陽一 (1981) : 「「政治的多数派」および「社会的多数者」と裁判官 - 小田中聡樹氏からの批評に触発されて」, 日本民主法律家協会 『法と民主主義 (5) (157)』 pp.30-33.

平野龍一 (1971) : 「裁判官の客観的良心」, ジュリスト (480), 有斐閣, pp.83-86.

藤井剛 (2011) : 「模擬裁判実施による生徒の変化」, 法と教育学会 [編] 『法と教育』 Vol. 2, 商事法務, pp.49-56.

藤井剛 (2013) : 「法律専門家と連携した『模擬裁判』シナリオづくり」, 法と教育学会 [編] 『法と教育』 Vol. 4, 商事法務, pp.49-59.

法務省法教育研究会 (2005) : 『はじめての法教育 - 我が国における法教育の普及・発展を目指して』, ぎょうせい。

星野英一 (2010) : 『法学入門』, 有斐閣。

南野森 (2010) : 「司法の独立と裁判官の良心」, ジュリスト (1400), pp.11-18.

矢島基美 (2008) : 「3 司法権の独立・裁判官の身分保障」, 杉原泰雄 『新版 体系憲法事典』, 青林書院, pp.724-731.

渡邊弘 (2011) : 「「国民の司法参加」「裁判員制度」の教育をめぐる課題」, 憲法理論研究会編 『憲法理論叢書⑱ 政治変動と憲法理論』, 敬文堂, pp.153-165.

A Study on Children's Legal Mind in Mock Trial

Kazuyoshi NAKADAIRA*

ABSTRACT

In this paper, I clarify the subject of a mock trial by Law-Related Education research or practice. I consider one of the measures which overcome the subject. So far, children have often been found innocent by mock trial. It is also thought that the children judge on contemplating it. However, there is also an influence that learns the principle of innocence presumption in advance. In other words, the children suppose that it is a correct answer to judge it as innocence by mock trial. A legal mind and judgment based on it are therefore necessary, so we considered the relationship and the context of legal mind and judgment. Therefore, in order to judge legally, we mentioned that it is necessary to understand the importance of judgment based on objective conscience theory. Furthermore, the relevance to judgment based on the subjective conscience theory was shown to be important for Law-Related Education which Eguchi (1993) requested.

* Humanities and Social Studies Education